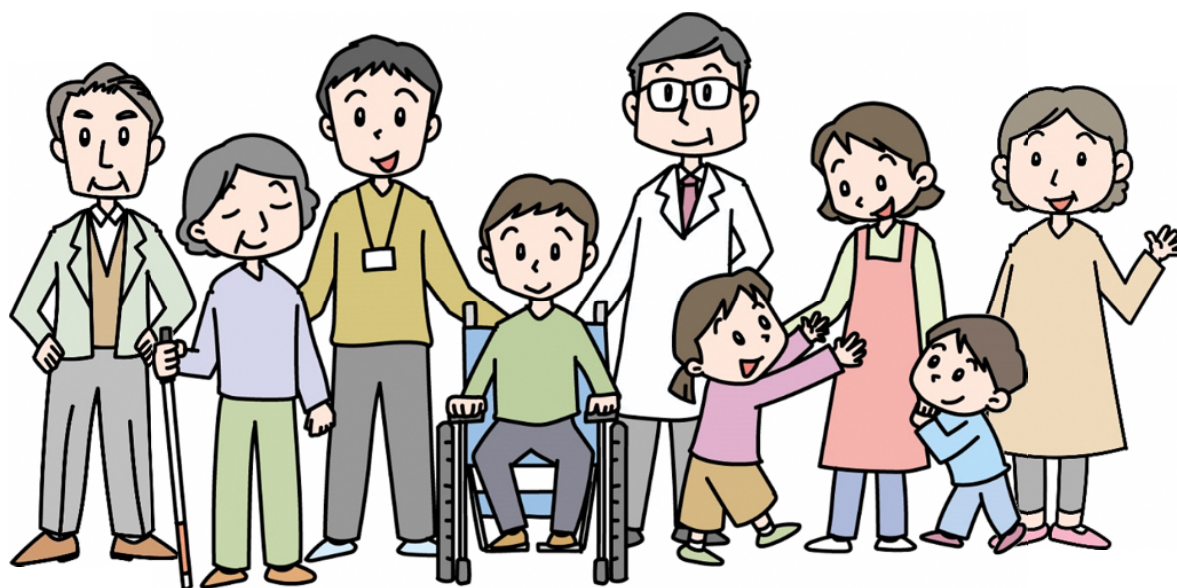


概要版

第4次江津市保健福祉総合計画

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

【令和6年度～令和11年度】



令和6年3月
島根県 江津市

計画策定にあたって

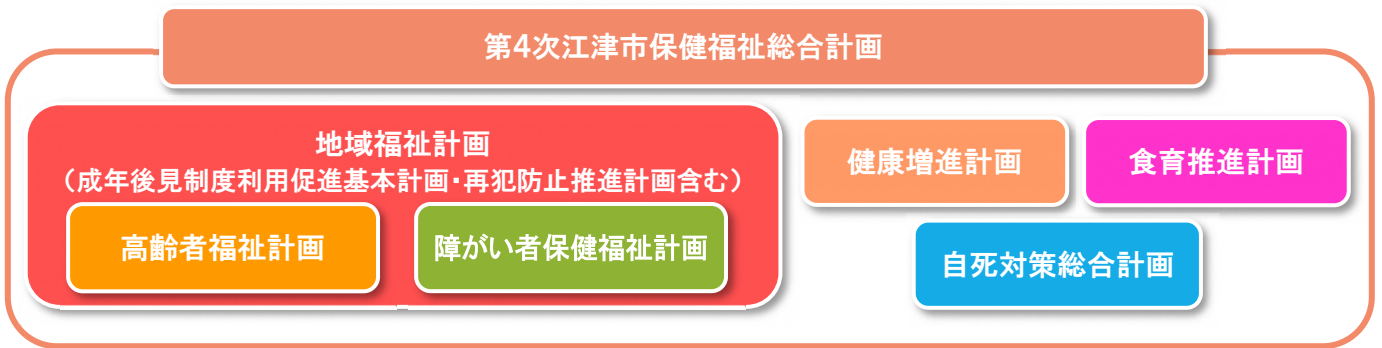
● 計画策定の背景

本市では、すべての住民に共通する「地域福祉の視点」と「健康づくりの視点」について、一貫性のある市の方針を定め保健福祉施策に取り組むため、「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者保健福祉計画」、「食育推進計画」の5計画を一体的なものとして「江津市保健福祉総合計画」を策定し、保健福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

この度、令和5年度で現行計画の計画期間が終了することから、これまでの本市の取り組みや現在の社会状況などを踏まえるとともに、これまで単独計画として策定していた「自死対策総合計画」を加えた6計画を包括した「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定することとします。

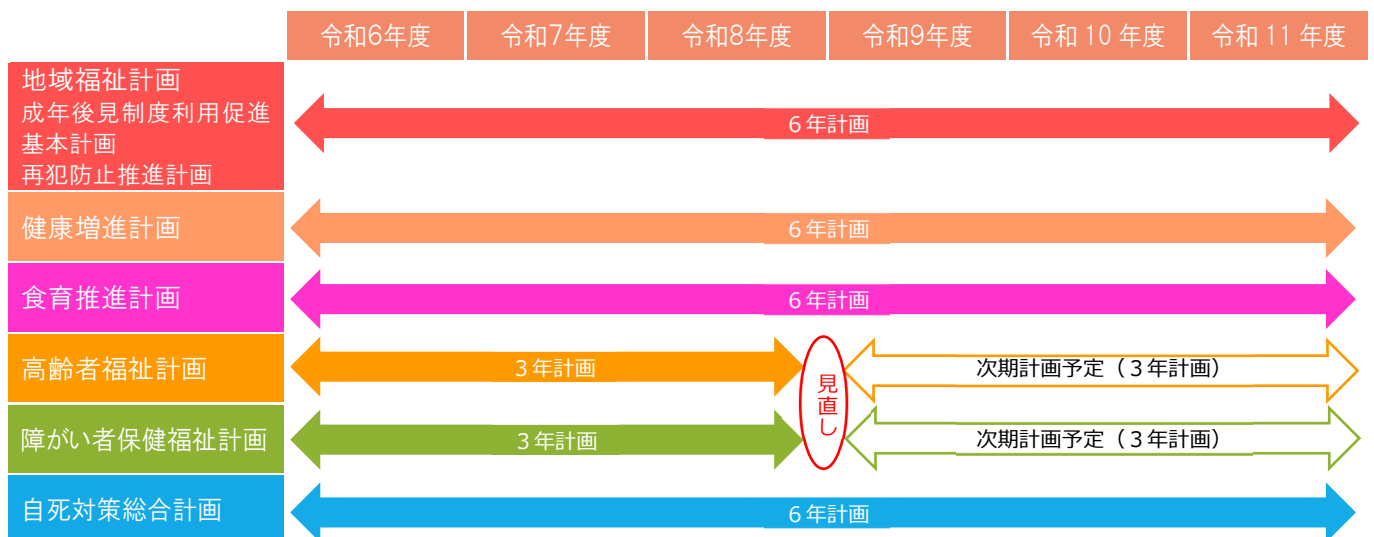
● 計画の位置づけ

本計画は、保健福祉施策にかかる各法制度に基づく6つの計画を総括した理念と方向性のもとに一体的に策定するものです。次の6つの個別計画から構成され、地域福祉計画は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉、その他の福祉関連計画の上位計画に位置づけられます。さらに、地域福祉計画は成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含するものです。



● 計画の期間

計画の期間は、部門別の計画ごとに異なりますが、全体として令和6年度から令和11年度とします。各計画の計画期間は次のとおりです。



基本構想

● 将来像

少子高齢化・人口減少などにより、本市における地域の暮らしは変化し続けており、今後支える側が減少し、支えられる側が増加していくことが見込まれます。そのため、子ども・高齢者・障がい者などすべての住民が役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることで、誰もが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

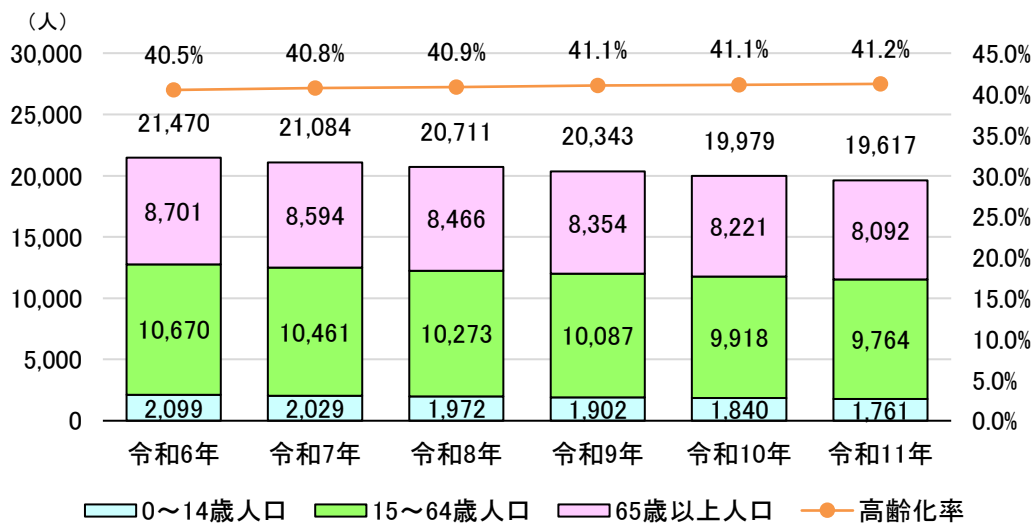
誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

● 人口の将来推計

本市の将来人口を推計すると、令和 11 年では令和 6 年から比べ、約 1,850 人の減少が予測されます。

一方、高齢化率は微増傾向で推移し、令和 11 年では 41.2% となることが予測されます。

こうした状況を含め、地域の実情を踏まえながら、今後の本市における保健福祉施策の展開について検討していくことが必要です。



※平成 29 年から令和5年までの住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により推計しています。浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画の数値との整合を図ります。

地域福祉計画

● 基本理念

少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域そのものを維持していくことが困難な状況が懸念される中、地域のあり方も新たな形を生み出していかなければなりません。

そのため、住民や団体組織、行政が協働し、地域のあり方を考え、未来を創ることができるまちをめざして、下記を基本理念とします。

未来を創るイキイキ協働体

● 基本目標と取り組みの方向性

1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めるためには、制度や仕組みはもちろん、実際に支え合い、助け合いの主体となる人づくりが最も重要です。

子どもから大人まで、幅広い層に対して、地域福祉に関する知識や、意識を周知・啓発することで、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、対象を限定したものだけでなく、地域社会を取り巻く活動なども含めた協働体の担い手づくりを行います。

取り組みの方向性

■ 福祉教育の推進

- ・福祉教育の推進と連携強化
- ・福祉情報などの提供

■ ボランティアなど市民活動の育成・支援

- ・地域福祉人材の発掘・育成
- ・市民活動への支援

2 地域福祉を展開する地域づくり

地域では、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などの課題を抱えており、新たな関係性の構築が必要となっています。

地域福祉を担う人材が、自分の持っている能力を発揮して活躍することができるよう、地域における活動団体やネットワークの構築など、市全体で地域づくりを展開するためのまちづくりを行います。

取り組みの方向性

■ 地域福祉活動の体制づくり

- ・継続的な福祉課題の把握
- ・地域福祉活動の拠点づくり
- ・小地域福祉活動の推進
- ・個人情報の取り扱いの適正化
- ・社会福祉協議会との連携強化
- ・民生委員・児童委員の活動の促進
- ・地域特性に応じた支援体制づくり

■ 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

- ・地域の防災活動の推進
- ・地域の防犯・見守り体制の強化

3 地域福祉を支える包括的支援体制づくり

地域福祉を推進するために必要となる環境整備や、相談支援体制、虐待防止対策、生活困窮者の自立支援など、地域福祉を支えるための包括的な支援体制づくりを進めます。

さらに、「相談支援」、「地域づくり」、「地域参加」を核とする重層的支援体制整備事業を推進し、多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

取り組みの 方向性	■ 重層的支援体制整備事業の推進 ・ 重層的支援体制整備事業の推進	■ 情報提供体制の充実 ・ 情報の収集・提供体制の充実
	■ 虐待防止対策の推進 ・ 地域における虐待防止及び早期発見・早期対応体制の強化	■ 生活困窮者自立支援事業の推進 ・ 生活困窮者の把握 ・ 生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化
	■ 地域における就労活動支援 ・ 地域における働く場の創出	■ 地域福祉に関する基盤整備 ・ 交通手段の確保 ・ 利用しやすい公共交通の環境づくり ・ ユニバーサルデザインのまちづくり

4 権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度のさらなる普及啓発及び利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業や消費者被害対策を含めた権利擁護支援を総合的に推進するための体制整備を図っていきます。

取り組みの 方向性	■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	■ 地域連携ネットワークの機能
	■ 成年後見制度の利用支援事業	

5 再犯防止の推進(江津市再犯防止推進計画)

再犯防止推進法において、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されたことから、本市においてもこれらの施策の推進に関する計画を策定するものです。

取り組みの 方向性	■ 働く場・住まいの場の確保 ・ 働く場の確保 ・ 住まいの場の確保	■ 保健・医療・福祉の適切な利用支援 ・ 高齢者又は障がい者等への支援 ・ 依存症等への対応と支援 ・ 地域福祉による包摂の推進
	■ 青少年の健全育成及び非行の防止 ・ 児童生徒の非行防止と学校における立ち直り支援	■ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 ・ 民間協力者への支援 ・ 広報・啓発活動の推進

健康増進計画

● 基本理念

健康づくりを個人レベルから地域ぐるみで取り組むことで効果をあげ、市民の健康レベルの底上げをめざし、まず、「自分の健康状態を知り」、「生活習慣の改善を個人レベルから地域、団体レベルで取り組み」その結果、健康状態が改善し、すべての市民が健康的な生活を送れるまちづくりができるように推進します。

住んでいるだけで誰もが自然と健康になれるまちごうつ

● 基本目標と取り組みの方向性

1 生活習慣の改善による自主的な健康づくり

健康づくりに対する関心は高まっているものの、実際の取り組みは、若い世代では仕事や家事などで時間がないことを理由にあまり行われておらず、比較的時間に余裕ができる高齢期が近づいてからとなっています。

また、健診結果の見方や生活習慣改善に向けての知識は得られても、自分事として気づき、実践に結びつけることが難しい様子も見受けられます。

子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、基本的な生活習慣を身につけたり、定期的に健康診査を受けて自己の健康管理を行うことで、将来の健康を確保することをめざし、本市の健康課題ごとに意識啓発から実際の取り組みまでライフステージに応じた支援を展開します。

取り組みの方向性

■ 自己の健康管理

- ・ 自己健康チェックの促進
- ・ 健康づくり意識の啓発

■ 歯の健康

- ・ 歯の健康づくりに関する意識啓発

■ 喫煙

- ・ 受動喫煙の防止・禁煙の促進

■ 休養・睡眠

- ・ 睡眠時間の十分な確保の推進

■ 栄養・食生活

- ・ 望ましい食習慣づくり
- ・ 望ましい食習慣のための環境づくり

■ 身体活動・運動

- ・ 健康になるための運動習慣づくり
- ・ 日常生活における歩数の増加の取り組み

■ 飲酒

- ・ 一人ひとりに合った飲酒の啓発

■ 心の健康

- ・ 心の健康の保持・増進
- ・ 心の不調の早期発見・早期支援

2 多様な主体を巻き込んだ健康づくりの推進

健康づくりは個人の意識や努力によるものと捉えられがちですが、一人で継続していくことは難しいものです。また、健康課題を解決していくためには、行政や専門家による取り組みだけでなく、住民の主体的な参加が不可欠です。ソーシャルキャピタルに着目した健康づくり活動を進めていくために、多様な主体を巻き込み、地域活動の活性化に努めます。

取り組みの
方向性

■ 健康を支え、守るための社会環境の整備

・健康づくり組織の支援

■ 保健・医療・福祉の連携強化

・多職種連携の強化

3 生涯を通じた健康づくり

人生 100 年時代の生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりが重要です。家庭、地域、職域、学校を通じた一貫性・継続性のある取り組みを進めていきます。

取り組みの
方向性

■ 妊産婦・乳幼児期から思春期までの健康づくりの推進

・関係機関と連携した切れ目ない健康づくり支援

■ 成人期・壮年期の健康づくりの強化

・各種健診（検診）の推進体制と健診事後フォローの充実
・健康づくりへの意識向上

■ 高齢期の健康づくりの推進

・自分の状態にあった介護予防の推進

■ 高血圧対策の推進

・ライフステージに沿った啓発
・高血圧の発症及び重症化予防
・社会環境の整備



食育推進計画

●基本理念

食を通じた人とのふれあいを大切に、食をめぐる様々な問題について、ともに考え、ともに実践することができるまちづくりへと発展させていきます。

また、食育の取り組みを通して、SDGs 達成に対してどのように貢献できるかという視点も踏まえながら、取り組みを進めていきます。

かしこい「食」でみんな元気、豊かなまち『ごうつ』

●基本目標と取り組みの方向性

1 食で育む豊かな心

食は、心を満たし豊かにしてくれます。

子どもの頃からの共食を進めることで、食の楽しさを実感するとともに食事マナーを習得でき、コミュニケーションにより人とのつながりや絆を深めることで心の空腹感を満たし、豊かな心を育てていきます。

また、子どもの頃から農業体験や調理体験に参加しやすい環境を整え、体験を通じて、日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、多くの人々の苦労や努力、思いやりに支えられていることを実感することで、感謝の心を育てていきます。

取り組みの
方向性

■共食の推進

■食育体験活動の推進

2 食でつくる健康なからだ

食べることは、生きることです。

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るためには、すべてのライフステージに適した望ましい食習慣の実践が必要です。

このため、家庭、保育施設、学校、職場、地域等のそれぞれの場面において、関係団体等と連携・協働を図りながら、多様化したライフスタイルやデジタル化に対応した切れ目ない食育を推進し、生涯を通じた食育実践につなげていきます。

取り組みの
方向性

■望ましい食習慣の確立

■生活習慣病予防の推進

3 食で学び伝える郷土の味と食文化

生産者の顔が見える地元でとれた旬の食材は、新鮮でおいしく、安心です。

地元の生産者とのつながりを深める交流の機会を設け、旬の地場産食材への理解を深めることで、食材本来の味を楽しむことや環境へ配慮した消費の普及につなげていきます。

また、伝統工芸品である石見焼の器を取り入れながら、受け継がれてきた食の関連行事や郷土料理などを体験できる機会を増やし、次世代へ伝えていきます。

取り組みの
方向性

■地産地消の推進

■食文化の継承支援

4 食でつなぐ人と地域

食育は、人づくりへ、そして地域づくり、まちづくりへとつながっていきます。

これまでもそれぞれの役割のもと様々な食育の取り組みを行っていますが、連携・協働することでより総合的な取り組みに発展することが期待されるため、交流を進めます。

また、食育に関心があっても取り組みづらいと思っている人たちも含め、多くの市民が無理なく食育に取り組めるよう、食品関連事業者との連携を進め、ヘルシーメニューや減塩食品の開発、提供など自然に健康になれる食環境を整えていきます。

取り組みの
方向性

■食育推進の担い手の交流推進

■健康になれる食環境の整備



高齢者福祉計画

● 基本理念

本計画においては、計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える一方で、生産年齢人口は減少するため、高齢者の人口割合は増加していきます。そのような状況の中でも、社会参加の機会や生活支援が充実し、医療・介護の双方のニーズが生じても圏域内で適切な支援を受けることで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりが重要になります。

高齢者が自分らしく活躍でき、可能な限り江津で望む暮らしが続けられる地域づくりをめざし、本計画の基本理念は、次のとおりとします。

誰もがいつまでも住み慣れた地域で「望む暮らし」を送ることができるまち

● 基本目標と取り組みの方向性

1 地域における支援体制の充実

高齢者が安心して暮らすためには、本人も家族も支援者も、身近に相談できる人や場所があり、必要な支援につながる必要があります。また、地域における見守りや、支援が必要になっても安心して暮らせる住まいも必要です。

高齢者の安心を支える環境づくりや重層的・包括的な相談支援体制づくりを推進します。

取り組みの
方向性

■ 地域における包括的な支援の充実

- ・地域包括支援センターの適切な運営と機能強化
- ・重層的支援体制整備事業
- ・地域課題解決機能の発揮

■ 生活支援の充実

- ・生活支援体制整備の推進
- ・見守り体制の推進

■ 住まいと生活の一体的な支援

- ・高齢者の住まいの充実

■ 権利擁護の推進

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- ・高齢者虐待の防止・対応の強化

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢期をいきいきと過ごすためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、生きがいを持つことや、積極的に社会参加をすることが必要です。

健康増進事業の推進と介護予防の一体的な実施により効果的な取り組みにつなげていきます。また、フレイルの早期発見と効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施により維持・改善・重度化防止を図ります。

取り組みの方向性

■ 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進

- ・セルフケアの定着支援
- ・住民主体の通いの場における介護予防活動の推進

■ フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ

- ・高齢者の実態把握事業の実施
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

■ 生きがいづくりと社会参加の推進

- ・地域での社会活動の推進
- ・就労的活動の推進
- ・敬老事業の実施

■ 生活機能の改善に向けた支援

- ・介護予防・生活支援サービス事業の実施
- ・地域におけるリハビリテーション支援体制の充実

3 在宅医療と介護の提供体制の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせた医療・介護の関係機関の連携により、包括的かつ継続的な医療・介護が提供されることが重要です。

医療と介護の連携体制の強化を図り、円滑で切れ目のないサービス提供体制の構築と医療と介護の両面から支援が必要な在宅高齢者の不安解消に努めます。

取り組みの方向性

■ 在宅医療と介護の連携

- ・在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・地域の医療・介護の資源把握や在宅医療・介護連携の課題抽出
- ・在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者の研修の実施
- ・地域住民への普及啓発

■ 持続可能な介護の提供体制の確保

- ・要介護認定の適正な実施
- ・介護人材の確保・定着・育成
- ・介護現場の生産性向上
- ・災害・感染症対策に係る体制整備

■ 家族介護者の支援

- ・家族介護者の介護負担の軽減

4 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちをめざし、認知症への理解、認知症予防、認知症者やその家族への支援を中心とした取り組みを推進します。

取り組みの方向性

■ 認知症との共生

- ・認知症に関する普及啓発・本人発信支援
- ・認知症の人を支える地域づくり
- ・認知症についての相談対応・意思決定支援
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備
- ・認知症への対応力の向上
- ・若年性認知症への対応

■ 認知症の予防

- ・早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための体制整備
- ・認知症予防に効果的な活動の推進

障がい者保健福祉計画

(障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

● 基本理念

障がい者（児）の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、障がいのあるなしに関わらず誰もが地域社会の一員として支え合い、自分らしい暮らし、安心した暮らしが、住み慣れた地域の中で実現でき、地域の中で自立して暮らし続けることができる「共生社会の実現」をめざし、本計画の基本理念を次のとおりとします。

**住み慣れた地域で安心して学び、働き、
ともに自立して暮らせるまち**

● 基本目標と取り組みの方向性

1 地域で安心して生活できる支援体制づくり

障がいのある人が、「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と相談支援に取り組み、権利擁護の視点に立って自己決定を尊重し、障がい福祉サービスや児童通所支援、その他の支援を、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を推進します。

また、医療的ケア児が地域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられるなど専門的な支援を要する人に対して、各分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築に取り組み、さらに、入所施設または病院の入院から地域生活への移行、地域生活継続への支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、地域で安心して生活できる体制づくりを推進します。

取り組みの
方向性

■ 相談支援・権利擁護体制の充実

- ・ 相談支援の充実
- ・ 浜田圏域自立支援協議会の充実
- ・ 権利擁護に関する支援

■ 障がい児支援体制の充実

- ・ 早期療育に向けての連携、支援体制の充実
- ・ 医療的ケア児及びその家族への支援の充実
- ・ 学校等関係機関との連携
- ・ 放課後児童クラブと連携した活動の場の確保

■ 生活を支援する障がい福祉サービスの充実

- ・ 障がい福祉サービスの充実
- ・ 地域生活への移行に向けた支援
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み
- ・ 人材の確保・育成
- ・ 業務の効率化と生産性の向上

■ 保健・医療・福祉分野の連携強化

- ・ 関係機関の連携と支援の充実
- ・ こころの健康づくりへの支援
- ・ 難病患者への支援
- ・ 感染症対策に関する正しい知識の普及、啓発

2 ともに学び、生きがいを持って生活できる環境づくり

障がいのある人の「自分らしい暮らし」の実現のためには、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、早期から切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを推進します。また、障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現に向けて取り組みを進めるとともに、あらゆる分野の活動に社会参加できる環境づくりを進め、自立した社会生活の実現をめざします。

取り組みの方向性

■生涯を通じた支援システムの確立

- ・切れ目のない支援体制
- ・高齢になった障がい者への支援

■就労支援の推進

- ・就労支援ネットワークの強化
- ・就労継続支援の充実
- ・障がい者雇用に対する取り組み
- ・就労に向けた訓練・実習等の充実
- ・障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進

■社会参加活動の推進

- ・文化芸術活動、スポーツ活動のための環境づくり
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備
- ・当事者活動の支援と交流活動の推進
- ・社会参加の推進

3 ともに支え合って生活できる地域づくり

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながらともに生きる社会実現のためには、一人ひとりが「心のバリア」や住まいや移動などの「環境のバリア」、「情報のバリア」など、障がいのある人を取りまくあらゆる「バリア（障壁）」を解消していくことが必要です。そして、すべての人が多様性を認め合い、個性を尊重し、障がいのある人もない人もお互いを理解し合い、誰もが住み慣れた地域で暮らせる共生社会の実現をめざします。

また、災害時においても、適切な支援や対応ができる体制を整備していきます。

取り組みの方向性

■障がいに関する啓発・広報の推進

- ・啓発・広報活動の推進
- ・障がいを理由とする差別解消の推進

■生活環境の整備

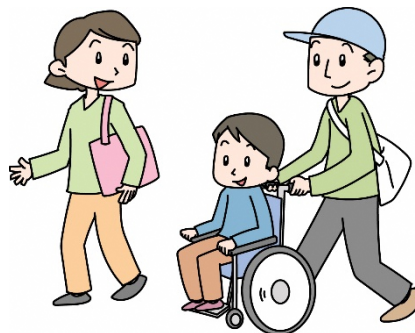
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・ボランティア活動の推進

■情報・コミュニケーションの構築

- ・情報バリアフリーの推進
- ・コミュニケーション支援の充実

■災害対策の充実

- ・災害時の支援体制づくりの推進
- ・障がいに配慮した避難所の確保



自死対策総合計画

● 基本理念

保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と総合的な対策を構築し、「生きることの包括的な支援」として取り組むことで自死者の減少を図ろうとするものです。「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない江津市」の実現をめざします。

誰も自死に追い込まれることのない江津市

● 基本目標と取り組みの方向性

1 いのちを支える基本的な取り組み

本市の自死対策の基本方針を進めるため、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と「女性への支援」を実施します。

取り組みの方向性

- 地域における連携・ネットワークの強化
- 自死対策を支える人材の育成
- 市民への啓発と周知
- 自死未遂者支援の推進
- 自死遺族等への支援の充実
- 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
- 女性への支援

2 自死対策における重点施策

本市における自死リスク要因が高い分野について「重点施策」と位置づけ、要因に沿った対策を強化します。

取り組みの方向性

- 高齢者への支援
- 生活困窮者への支援
- 勤務・経営者への支援

3 様々な分野における生きることの包括的な支援の取り組み

施策において、自死対策に関係すると思われる取り組みは多分野、多岐にわたります。

それらの取り組みを整理し、関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む体制づくりを加速します。

取り組みの方向性

- 気づきのための人材育成
- 包括的生きる支援の情報提供の充実
- 様々な分野における機会と連動した自死対策への理解促進
- あらゆる分野での広報・啓発
- 他の分野の行政計画と連動・連携
- 既存の生きることの包括的な支援の実施・継続

推進体制

本計画の推進にあたっては、基本的に各部門別計画において、それぞれ構成される推進協議会などが計画の評価・進行管理を担っていきますが、総合的に保健福祉施策を推進するため、江津市保健福祉総合推進協議会において課題や取り組み内容の共有化を図り、計画を円滑かつ計画的に推進します。



●用語解説

医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
共食	家族や友人、地域の人などみんなと一緒に食卓を囲んで食べること。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
ソーシャルキャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。
地域包括ケアシステム	地域でいつまでも生き生きとした生活が営めるよう、保健・医療・福祉・生活支援・居住環境の整備などを一体的に切れ目なく提供できる地域体制づくりのこと。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。
フレイル	加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。



島根県 江津市

第4次江津市保健福祉総合計画 概要版 発行年月：令和6年3月

発行：島根県江津市 〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL：0855-52-7938 FAX：0855-52-4512 HP：<https://www.city.gotsu.lg.jp/>

編集：社会福祉課